

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 6 2 年佐賀県条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、「昭和 4 8 年から平成 2 2 年まで、歴代の唐津保健所・所長が責任者となり行われてきた北部地区住民検診により得られた、玄海原発周辺住民の諸疾患の発病状況が把握できる文書」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成 2 9 年 2 月 2 2 日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件文書は県には存在しないため、不存在決定を行い、平成 2 9 年 3 月 8 日、審査請求人にその旨を通知した。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、本件開示請求公文書の不存在決定を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、平成 2 9 年 3 月 8 日に実施機関に対して審査請求を行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が弁明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

（1）本件開示請求公文書について

本件開示請求公文書は「北部地区住民検診により得られた、玄海原発周辺住民の諸疾患の発病状況が把握できる文書」である。

北部地区住民検診については、平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日に、唐津東松浦医師会（以下、「医師会」という。）から以下のような報告を受けている。

ア 北部地区住民検診については、昭和 4 8 年に医師会が、調査研究要綱に基づき開始した。

イ その目的は、「玄海町値賀地区および鎮西町串地区の居住者の健康状態

の推移について、医師会の医学的研究のため、当該地区居住者集団を対象に血液を含む健康状態に関する医師会独自の長期調査研究を実施するもの」であった。

ウ 実施主体は医師会が組織する健康調査特別委員会であり、委員は医師会長、医師会副会長、医師会関係理事のほか、佐賀県唐津保健所長（以下「所長」という。）も委員を務めていた。

エ 委員長は委員の互選により選出され、昭和48年から昭和63年まで所長が、その後は唐津日赤病院や地元病院等の医師が委員長を務めていた。

オ 調査結果資料はすべて医師会が保管し個人で所持しないこととしており、会議終了後に、医師会がすべて回収していた。

以上のことから、審査請求人が求める「北部地区住民検診により得られた、玄海原発周辺住民の諸疾患の発病状況が把握できる文書」は、所長が委員長や委員を務め、会議にも出席していたものの、医師会がすべて回収しており、県には存在しないため、公文書不存在決定を行った。

4 審査請求の理由の要旨

審査請求人が審査請求書において述べていることは、概ね次のとおりである。

北部地区住民検診は、玄海原発が建設され稼働することにより周辺住民への身体的影響を把握するため、歴代の所長が責任者となった地域保健対策委員会が公金で実施したものであり、公的住民検診であったことは明らかである。

検診の目的は、将来を含めた周辺住民の健康を把握するために行われたことは明らかであり、そのデータを保存していないことはあり得ない。

玄海原発の再稼働問題が浮上している現在、周辺住民の健康に原発がどのような影響を与えているか県民が注目することは当然であり、この開示請求には相当の理由がある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件開示請求公文書について

本件開示請求公文書であり、本件処分で不存在とされた文書は、「北部地区住民検診により得られた、玄海原発周辺住民の諸疾患の発病状況が把握できる文書」である。

北部地区住民検診は、玄海町値賀地区及び鎮西町串地区の居住者の健康状態の推移について、血液を含む健康状態に関する医師会独自の医学的研究を行うことを目的として、当該地区居住者集団を対象に、昭和48年度から平

成23年度まで実施されていた。

実施主体は、医師会が組織する健康調査特別委員会（以下、「委員会」という。）である。委員会は、医師会長及び副会長、関係理事並びに医師会理事会が選任する会員を委員として構成されており、会員でもある所長が委員に就任し、昭和48年から昭和63年までは所長が委員長を務めていた。また、実施に当たっては、玄海町及び旧鎮西町からの委託、補助金が活用されていた。

本件開示請求公文書は、委員会が実施した調査研究の結果により得られた住民の諸疾患の発病状況が把握できる文書であり、委員会における資料として、出席した各委員の机上に配布されていた。

（2）本件開示請求公文書の不存在について

実施機関は、本件開示請求公文書は委員会終了後に医師会が全て回収しており、県には存在しないため不存在決定をしたと説明しているところ、審査会は、実施機関の説明の合理性について検討するに当たり、医師会から北部地区住民検診の結果の取扱いに関する規程の存否及びその内容並びに委員会で資料を回収していた理由等についての回答を得るよう、実施機関に求めた。これを受けて、医師会から「玄海町・値賀地区および鎮西町・串地区の居住者に関する長期健康調査研究要綱」（以下、「要綱」という。）及び委員会で資料を回収していた理由等についての回答が文書で実施機関になされたことから、審査会は、実施機関からその写しの提出を受けた。

当該回答文書により審査会が確認した事項は次のとおりである。

ア 要綱の「2. 実施主体」に、「医師会が組織する健康調査特別委員会がこの調査研究を実施し、医師会はその活動について責任を負う。」と規定されていること。

イ 要綱の「5. 調査研究の実施方針」に、「本調査研究は、あくまで純粋に学問的立場で行なうものであり、政治的思想、個人的見解あるいは社会的動向に決して左右されることなく、実際に長期にわたって継続するものとする。従って、医師会員および本研究関係者は、被調査地域居住者の個人的および地域的プライバシーを守るほか研究結果が本研究以外の面に波及し、長期的研究の障害をつくらぬよう常に配慮しなければならない。そのような立場から、本調査研究活動（結果の取扱いを含む）は、特別の理由があつて後記7により所定の開陳をする場合を除いて、部外に一切公開しないものとする。」と規定されていること。

ウ 要綱の「7. 報告および情報連絡」には、「（2）医師会員ならびに本調査研究参画者は本研究活動内容、特に結果の特徴等について一切他に情報

提供してはならないものとする。必要な開陳はすべて医師会長もしくは医師会長が委員会の同意を得て、あらかじめ指名した者が部外者と対応する。

(3) 調査結果資料はすべて医師会（事務局）が保管し個人で所持しないものとする。但し本要綱による研究活動の時間内を除く。」と規定されていること。

エ 医師会は、「委員会で資料を回収していた理由等」を、上記イ及びウのため、会議の資料は、他に漏れないよう当日配布、当日回収とし、医師会だけで保管することとしていたとしていること。

したがって、委員会で配布された資料を、医師会が要綱に基づき会議終了後に全て回収し、医師会のみで保管していたことは、要綱及び医師会から提出された文書で明らかとなっており、実施機関が委員会の資料を保管しているとは認め難い。

なお、北部地区住民検診の実施主体は上記アのとおりであり、実施期間中の一時期に所長が委員会の委員長を務めていたことをもって、所長が当該検診の責任者であったということはできないし、このほか、実施に当たって玄海町及び旧鎮西町の委託、補助金が活用されていたことや検診の目的が将来を含めた周辺住民の健康を把握するために行われていた面があるとしても、それらのことから委員会が行った調査研究の結果を実施機関が文書で保管していなければならなかったということには必ずしもならない。

よって、本件開示請求公文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は見られないことから、不存在決定は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 29 年 5 月 9 日	実施機関から諮問書を受理
平成 29 年 5 月 12 日 (平成 29 年度第 1 回審査会)	審議
平成 29 年 7 月 14 日 (平成 29 年度第 2 回審査会)	審議
平成 29 年 8 月 7 日	答申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
畑中 久彌	福岡大学法学部教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会 参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)